

2026年6月3日

各 位

会社名 フクダ電子株式会社
代表者名 代表取締役社長 白井 大治郎
(コード: 6960、東証スタンダード市場)
問合せ先 社長室 経営企画部
(TEL. 03-5684-1558)

再発防止策（詳細版）の策定に関するお知らせ

当社は、2026年5月14日付で公表した「当社代表取締役会長による経費の不適切利用等と再発防止策に関するお知らせ」のとおり、監査役会が当社から独立した外部専門家の助力を得て実施した調査の結果、当社代表取締役会長 福田 孝太郎（以下「対象者」）による経費の不適切利用等（以下「本不適切利用等」）の存在が認められた旨の報告を受けました。

当社は、上記プレスリリースにおいて再発防止策の概要を公表しておりましたが、監査役会が作成した調査報告書（本プレスリリースに添付いたします）において指摘された原因分析及び再発防止策の提言を真摯に受け止め、その後も、取締役会等において協議・検討を重ねてまいりました。その結果、本日開催の取締役会において、すでに公表した施策に加え、下記のとおり追加の再発防止策（詳細版）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心より深くお詫び申し上げます。当社は本件を厳粛に受け止め、信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

記

1. 再発防止策の詳細及び進捗

本不適切利用等の再発防止策につきましては、2026年5月14日付で公表した「当社代表取締役会長による経費の不適切利用等と再発防止策に関するお知らせ」にて概要を公表しております。今般、その進捗状況をご報告するとともに、組織の抜本的な改革を伴う追加の再発防止策を以下のとおり決定いたしました。今後は、外部有識者の知見、経験を活用するため、当社監査役会及び外部有識者の意見も踏まえて、その具体的な内容及び実施計画を策定してまいります。その上で、当該計画に基づき、再発防止策を速やかに実施するとともに、その運用状況を継続的に検証し、本不適切利用等及び同様の不適切な行為の再発防止を徹底してまいります。

なお、当社及び当社子会社は、対象者との間で締結した弁済契約に基づき、対象者から総額金154,497,155円全額の弁済を受けております。

(1) 公私混同を許さない企業文化の醸成と態勢整備

①代表取締役の交際費等の管理体制の強化

取締役会は、代表取締役の交際費及び会議費の適正性を確保するため、交際費管理に関する特別規程を制定し、監査役会による定期的な監査を実施し、実効的な管理体制を強化いたします。

②会社資産利用規程の制定

当社は、取締役による会社資産の利用に関し、原則として、事前申請と承認を必要とする規程を整備するとともに、定期的に監査役会に報告する仕組みを構築し、利用台帳の作成によって管理を強化いたします。これらの施策により、利用状況の透明性と適正性を確保します。

③内部監査の強化

内部監査部門は、代表取締役を含む取締役による会社財産の利用状況等について、毎年度、重点的かつ厳格な監査を実施いたします。

④取締役規程の整備

当社は、取締役の公私混同行為その他の禁止行為及び違反時の処分等を明確化した取締役規程を整備いたします。

⑤内部通報制度の強化

当社は、代表取締役を含む上位者による不適切な行為についても安心して通報可能とするため、既存の内部通報制度を、社外監査役にも通報内容が共有される仕組みへと変更します。これにより、代表取締役を含む上位者による不適切な行為に関する通報者の保護と、匿名性確保の徹底により、制度の実効性を高めます。

⑥取締役向けの研修の充実

当社は、取締役のコンプライアンス意識及びガバナンス意識の涵養を図るため、外部有識者による倫理研修やガバナンス等に関する勉強会等を実施し、取締役に対する継続的な研修体制の充実を図ります。

(2)組織の抜本的な改革を行うことのできるコーポレートガバナンス体制の構築

①取締役会の監督機能の強化

当社は、取締役会の監督機能を強化するため、2027年3月期の定時株主総会を目途として、取締役会の過半数を社外取締役とする体制へ移行します。また、取締役の支出した経費及び会社資産の利用状況等について、取締役会への定期的な報告を義務付ける運用を開始いたします。

②監査機能の強化

当社は、2026年中を目途に、内部監査部門、経理部門及び監査役会付職員の増員等を含めた体制の見直しを進めてまいります。また、当社は、2027年3月期の定時株主総会を目途として、会計・財務に関する専門性を有する社外監査役を起用します。

③会社資産の適正管理

当社は、福利厚生施設についての利用ルールを明確化し、従業員が公平に利用できる環境を整備いたします。また、保有資産の見直しを行い、不必要な資産については順次売却を進めてまいります。

2. 結び

当社は、医療機器メーカーとして、医療従事者及び患者の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様に対する社会的責任の重要性を十分に認識し、引き続き、事業の健全性と透明性の確保に努め、皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

以上

2026（令和8）年5月14日
フクダ電子株式会社 監査役会
常勤監査役 太田垣 吉 孝
監査役 後 藤 啓 二
監査役 廣 江 昇

監査役会報告書

2026年4月10日付で外部から指摘を受けた事項に関し、現時点における調査状況を下記のとおり報告します。

記

第1 調査の目的

外部から指摘された当社代表取締役会長福田孝太郎氏（以下「会長」といいます。）による後記「第3」各項記載のコンプライアンス違反にかかる被疑事実及びその内容の調査を目的とします。

第2 調査体制等

1 調査体制

当監査役会は、別途、守秘義務契約を締結した当社常務取締役社長室長■■■■氏及び同社長室経理部部長■■■■氏ほか経理部担当者の協力を得て、当社及び当社子会社の会計・税務関係を含む各種資料の収集・確保を図るとともに、当社と特別な関係のない阿部・井窪・片山法律事務所所属の弁護士の助言・検証を踏まえつつ、調査を進めています。

2 調査期間

2026年4月10日～2026年5月14日

3 調査の方法

当社経理部より当社及び当社子会社の会計・税務関係を含む各種資料の提供を受け、同資料の検討・分析により外形的事実の一次的確認を行った後、当社及び当社子会社関係者に対するヒアリングを実施しました。

第3 調査の内容（2026（令和8）年5月14日現在）

1 フクダ電子が所有する不動産の私的利用

(1) 外部からの指摘事項

同指摘には、「福田会長は、本社地下にある駐車場に、自らが所有する自動車を30台から40台ほど継続的に駐車している。」「仮に福田会長が、本社の完成以来地下1階フロア全体を私的に利用していたと仮定すると、その利益供与の規模は約7億2000万円に及ぶ。」との記載があります。

そこで、当監査役会は、上記記載事項について、以下のとおり、関係者からのヒアリングと調査を行いました。

(2) 関係者からのヒアリング、調査等により判明した事実

ア 当監査役会は、当社本郷事業所地下駐車場（業務開始日は 2021 年 7 月から。以下「本駐車場」といいます。）に赴き、本駐車場には自動車 30 台分の駐車スペースがあること、そのうち当社の所有する車両ではない合計 25 台の車両が駐車されていることを確認しました。また、当社は、現在、役員が使用するための車両 6 台を所有しており、これらの車両は本駐車場に駐車することが予定されていることを確認しました。

また、同指摘には、「本社地下駐車場には、福田会長の車関係の知人や秘書以外の者が立ち入ることはない。本社地下と 8 階にはセキュリティがあって入場者が制限されている。」との記載がありますが、当監査役会において確認したところ、本社の部門長以上の役職員約 90 名が社員証カードを使用することにより、本社地下と 8 階へ入室することが可能なことが判明し、会長がフロアー一体を専有していた事実はありませんでした。

イ 上記の事実を踏まえ、会長に確認したところ、当社の所有する車両ではない 25 台の全てが会長個人の所有物であることが確認されました。もっとも、会長の通勤車両用として、会長の私有車 1 台が本駐車場に駐車されることが予定されていることを確認しました。

ウ 会長による本駐車場の使用（通勤用車両の駐車を除きます。）は、当社に無断で行われており、そのため、当社には、会長が私的目的で駐車しているスペースにつき、駐車開始当初から現時点までの賃料相当額の損害が発生しています。また、会長からのヒアリングによれば、現在駐車されている車両以外にも既に本駐車場から他所へ移動された車両が複数台あるとのことであり、その場合、当社には、当該各車両の駐車開始当初から移動時期までの賃料相当額の損害が発生しています。

しかしながら、当社には、本駐車場の利用状況を記録する資料が備えられておらず、そのため、会長所有の各車両の駐車開始時期、移動時期を特定することができませんでした。また、会長に対するヒアリングによっても、各車両の駐車期間を特定することはできませんでした。

そこで、最も幅広く会長が私有車両を本駐車場に駐車した場合を想定し、本駐車場利用開始当初から少なくとも配備されていた会長車と社長車のスペースを除いた 28 台分のスペースについて会社として請求できるスペースとして、当該スペースの賃料相当額を認定することといたしました。ただし、この点について、本調査につき助言を得た阿部・井窪・片山法律事務所所属の弁護士からは、概要、本駐車場の駐車スペース（30 台）のうち 6 台は当社役員の使用する社有車及び会長の通勤車両が駐車されていることが予定されていること、これまで、会長が、それ以外の駐車スペース（24 台）を自身が所有する車両を私的目的で駐車する場所として随時利用してきた事実を踏まえると、当社は、本来、会長に対し、本駐車場の 24 台分のスペースの賃料相当額を請求できるものと評価しうるとの助言を得たところです。しかしながら、当監査役会は、会長の責任を厳格に問う方針で臨むこととし、上記のとおり、可能性として最も多く利用されえたスペースである 28 台分についての賃料相当額を請求すべきと判断いたしました。

本駐車場近隣に所在する駐車場（平面）の賃料（月額（税込））相場を確認したところ、その平均額は 39,707 円であり、最低賃料（27,000 円）の事例を除いた平均額は 42,248 円でした（なお、駐車場の利用開始時の賃料は現在より低額であったことと推測されますが、算定に当たっては、現在の駐車場の賃料を利用することとしました）。

そこで、当監査役会は、最低賃料(27,000 円)の駐車場を除く駐車場の賃料の平均で算定することとし、これによれば、2026 年 4 月 30 日までに当社が会長に請求できた賃料は、68,610,752 円 (42,248 円×28 (台) ×58 (ヶ月)) となり、消費税込みで 75,471,827 円となります。

(3) 今後の対応

当監査役会は、今後、当社取締役会に対し、上記 75,471,827 円を本件使用により生じた当社損害の賠償として会長に求めるよう勧告する予定です。

なお、会長は当監査役会のヒアリングにおいて、上記に応じる意向を示しています。

当監査役会は、5 月 5 日、本駐車場から会長の私有車（通勤車両用を除く）がすべて撤去されていることを確認しました。

2 経費の私的利用

(1) 外部からの指摘事項

同指摘には、次の記載があります。

「福田会長は、会食者の虚偽申告を手口とする高額な経費の私的流用を行っている。具体的には、2024 年 11 月 4 日、フランス料理レストランにおいて、個人的な友人と会食を行い、この際に、400 万円を超える代金を支払ったが、当該代金について、後日、会社との取引先の氏名を記載させたうえで、経費として会社に申請し、支払いを免れた。このほか、同様の行為を継続的に行っており、福田会長による百万円単位の高額飲食費は年に数回、40 万円以上の飲食費はそれよりも高い頻度で精算があったが、出席者の改ざんはほぼ毎回（月に何十回）行われ、逆に正しい出席者による精算は月 2 回ほどであった」

そこで、当監査役会は、上記記載事項について、以下のとおり、関係者からのヒアリングと調査を行いました。

(2) 関係者からのヒアリング、調査等により判明した事実

ア 調査の概要

当監査役会は、当社経理部に依頼し、当社総勘定元帳の「交際接待費」から費用負担が秘書室とされているものを抽出し、その中からさらに「社外飲食費」に該当する支出を抽出して確認を行いました。

その結果、2016（平成 28）年 4 月から 2026（令和 8）年 3 月までに計上されたものは合計 1,083 件（合計金 80,018,360 円）でした。

これを踏まえ、福田会長及び秘書室長にヒアリングを行ったところ、以下の事実が確認されました。

イ 400 万円超の社外飲食費について

上記（「(1)」）のフランス料理レストランにおける会食の費用については、当社において費用を負担したことを示す資料を確認することはできませんでした。そこで、福田会長に確認したところ、当該支出は福田会長が個人の銀行口座から振り込んで支払ったとのことでした。当監査役会は、当該供述の信用性を確認するため、当該銀行口座に係る金融機関に問合せを行い、当該振り込みがあったことを示す取引履歴を確認しました。

ウ 「出席者の改ざん」について

- ① また、同指摘には、上記（「(1)」）のとおり、社外飲食費を経費処理するにあたり、会長による「出席者の改ざん」が頻繁に行われていたと記載されています。

しかし、上記の方法で抽出した本勘定明細からは、同指摘にある 100 万円を超える社外飲食費の支出は確認されませんでした。

- ② 福田会長が参加した 40 万円以上の社外飲食費の支出は 14 件確認されました。

これらについては、当監査役会において、会食の参加者名から判断する限り、当社の業務との関連性が認められるものであり、会長の個人的な支出と断定できるものとは認められず、秘書室長に確認したところでも、これらの会食の出席者について、「出席者の改ざん」は行われておらず、実際の出席者が記載されているとのことでした。

- ③ 福田会長が参加した 40 万円未満の社外飲食費の支出について、秘書室長に確認したところ、秘書室長が会長から社外飲食費の精算を依頼され、領収書を手渡された際に、会長に他の参加者を確認することなく、領収書に記載された店舗名から参加者を推測して記載し、経費処理を行ったことはあったとのことですが、少なくとも、外部からの指摘にあるような、会長が「出席者の改ざん」を明示的かつ積極的に指示した事実は認められませんでした。

エ 業務との関連性について

上記のとおり、少なくとも、会長が「出席者の改ざん」を明示的かつ積極的に指示した事実は認められなかったものの、当監査役会において、会長が参加した社外飲食費の各支出について、その出席者の属性や各出席者との会食の頻度から各会食と業務との関連性の有無を検討したところ、40 万円超の社外飲食費に関して 2 件（1,292,602 円）、40 万円未満の社外飲食費に関して 407 件（21,933,271 円）、合計 23,225,873 円（409 件）について、業務との関連性に疑いが残るものが認められました。

そのため、当監査役会としては、上記の経費処理（合計金 23,225,873 円）は、会長の私的交際にかかる不適切な支出と評価しました。ただし、この点について、阿部・井窪・片山法律事務所所属の弁護士からは、概要、会食と業務との関連性については、出席者の属性や各出席者との会食の頻度のみから一義的に判断できるものではなく、潜在的顧客との会食の可能性も否定できないことから、このうちの 2 分の 1 に相当する 11,612,937 円について業務関連性が認められないものと評価するのが妥当であるとの助言を得たところです。しかしながら、当監査役会は、会長の責任を厳格に問う方針で臨むこととしておりますことから、上記のとおり、業務との関連性に疑いが残る 409 件すべてにつき、不適切な支出と判断いたしました。なお、現時点で把握している事情を前提とすると、当該支出は公私混同と評価される不適切な行為ではあったものの、刑法上の犯罪行為に該当するとまでは認定はできないと判断いたしました。

(3) 今後の対応について

上記のとおり、当監査役会は、一部の社外飲食費に関する経費処理（合計金 23,225,873 円、消費税込み）は、会長の私的交際にかかる不適切な支出と評価しました。

当監査役会は、今後、当社取締役会に対し、合計金 23,225,873 円の返還を会長に求めるよう勧告を行う予定です。

なお、会長は当監査役会のヒアリングにおいて、返還に応じる意向を示しています。

3 フクダ電子が保有する高額なチケットの利用

(1) 外部からの指摘事項

同指摘には、「フクダ電子と株式会社読売新聞東京本社との間での読売ジャイアンツシーズンシート利用契約に基づき、フクダ電子が所有する、東京ドーム内の読売ジャイアンツ公式戦 VIP 観覧席のチケットについて、福田会長は、フクダ電子と無関係な私的な友人に配布するなどして、利益の供与を受けている。」「VIP 観覧席の年間契約料は 4 人席が 780 万円、6 人席が 1,170 万円、8 人席が 1,560 万円程度とされており、相当な額の利益供与が福田会長に対して行われている可能性がある。」と記載されています。

そこで、当監査役会は、上記記載事項について、以下のとおり、関係者からのヒアリングと調査を行いました。

(2) 関係者からのヒアリング及び調査等により判明した事実

ア 読売ジャイアンツシーズンシートの利用に係る契約の内容

当監査役会は、読売ジャイアンツシーズンシート（以下「本シーズンシート」といいます。）の利用に係る契約（以下「本客室利用契約」といいます。）の当事者は、当社ではなく、当社の完全子会社であるアトミック産業株式会社（以下「アトミック産業」といいます。）と株式会社東京ドーム（以下「東京ドーム」といいます。）であることを確認しました。

本客室利用契約の主な内容は、①東京ドーム内の専用客室「THE SUITE TOKYO」(No.304)を 1 年間独占的に利用できること（下表「No.1」）、②プロ野球公式戦（読売巨人軍主催試合）の入場券（以下「本シーズンシートチケット」といいます。）を年間 60 数試合分購入すること（下表「No.2」）及び③各種イベントの入場券（以下「本イベントシートチケット」といいます。）を、適宜、購入できること（下表「No.3」）です（客室利用契約 3 条及び 4 条）。なお、本客室利用契約によれば、専用客室における飲食代金等の諸費用は別途支払うものとされています（7 条 2 項、10 条 2 項）。

本客室利用契約及び 2016 年～2025 年のアトミック産業の総勘定元帳（交際接待費）によれば、①～③の対価は下表「対価（消費税別）」記載のとおりです。

【本客室利用契約の内容】

No.	内容	対価（消費税別）	条項
1	東京ドーム内の専用客室「THE SUITE TOKYO」(No.304)を 1 年間独占的に利用できる権利	年間利用料 2016 年～2020 年：17,180,000 円 2021 年～2025 年：21,475,000 円	3 条 1 項
2	以下の「シーズンシートチケット」 ・プロ野球公式戦（読売巨人軍主催試合）の利用・入場券	都度定員（8 名）分の購入義務あり。 2016 年～2018 年：9,371,112 円 2019 年：9,371,637 円 2020 年：9,520,000 円	4 条 1 項 1 号・同条 2 項

		2021 年: 10,872,728 円 2022 年～2025 年: 10,705,455 円	
3	以下の「イベントシートチケット」 ・上記以外のプロ野球公式戦及びプロ野球オープン戦 ・一般公開の有料野球試合 ・一般公開の音楽・スポーツイベント	利用人数の購入の権利あり。 2016 年:609,186 円（パリーグ観戦） 2017 年:761,482 円（パリーグ観戦） 2018 年:837,630 円（パリーグ観戦） 2020 年:145,455 円（オープン戦） 2023 年:143,453 円（楽天主催） 2024 年:363,637 円（CS シリーズ 2 試合）	4 条 1 項 2 号～4 号・同条 3 項

なお、本客室利用契約は、アトミック産業が当社の子会社となる以前より締結されていたものであるところ、平成 27 年 10 月 1 日、当社が株式交換によりアトミック産業を子会社化して以降、親会社である当社が本シーズンシートを使用してきた経緯があることを確認しました。

イ 本シーズンシートチケットの管理・使用・配布状況

当監査役会が調査したところ、少なくとも直近の運用としては、以下のとおり、当社の秘書室長が、本シーズンシートチケットを管理していることが確認できました。

- ・東京ドームからアトミック産業に本シーズンシートチケット 1 年分が送付された後、アトミック産業は当社の秘書室長にその管理を委託する。
- ・秘書室長から会長に本シーズンシートチケットの取扱いについて確認し、会長が自身の観戦や、取引先への配布、私的配布のために、適宜、取得する。
- ・会長が取得しなかった本シーズンチケットは、秘書室からアトミック産業、フクダ電子東京販売株式会社（以下「東京販売」といいます。）及びフクダ電子東京中央販売株式会社（以下「東京中央販売」といい、アトミック産業、東京販売及び東京中央販売を総称して「当社子会社」といいます。）に配布されたり、取引先に配布される。
- ・当社子会社等に配布されず、野球試合日が到来した本シーズンチケットは失効する。
- ・秘書室からの会長への確認や子会社等への配布は試合日から時間的余裕をもってなされることもあれば、失効直前に行われることもある。

会長へのヒアリングによれば、会長自身による本シーズンシートチケットの利用及び配布状況については以下のとおりであるとのことでした。

- ・本シーズンシートチケットにより自身が観戦した試合は年 5 回程度であり、その際の飲食費は自費で負担した。
- ・当社の取引先及び私的な知人へ贈与をしたことがあり、うち私的な知人への贈与は年 1、2 回程度あった。
- ・配布先についての客観的な記録は残っていない。

以上によれば、年間約 64 セットのうち失効しなかった本シーズンチケットの使用方法としては、①秘書室から当社・当社子会社への配布、②秘書室から取引先への配布、③会長自身による

取引先との観戦、④会長自身による私的な観戦、⑤会長による取引先への配布、⑥会長による私的な配布、のいずれかに該当すると考えられます。すなわち、年間約 64 セットのうち失効しなかった本シーズンチケットの総数から、①②③⑤を除けば、④会長自身による私的な観戦及び⑥会長による私的な配布という私的利用の回数が概ね算出できます。

もっとも、本シーズンチケットの利用・配布状況に関する 2025 年以前の客観的な記録は残っていませんでした。

そこで、当社秘書室に確認したところ、2026 年 3 月 27 日～5 月 28 日までの本シーズンチケットの管理実績 (24 試合(内「未定」7 試合)) を把握していることが判明したことから、当監査役会は、これをもとに、2026 年 3 月下旬～2026 年 10 月上旬までのシーズン (以下「本シーズン」といいます。) 全体 (64 試合) に想定される各利用件数を下表のとおり推計しました。

利用状況	2026 年 5 月まで (「未定」を除く 17 試合)	本シーズン全体 (64 試合)
① 秘書室から当社・子会社へ配布	3 セット	約 11.29 セット
② 秘書室から取引先へ配布	2 セット	約 7.53 セット
③ 会長自身による取引先との観戦	1 セット	約 3.76 セット
④ 会長自身による私的な観戦		
⑤ 会長による取引先への配布	5 セット	約 18.82 セット
⑥ 会長による私的な配布		
失効	6 セット	約 22.58 セット

その上で、当監査役会は、本シーズンの利用傾向が、2016 年から 2025 年までの間の利用傾向にも妥当すると仮定し、④及び⑥の件数を推計することとしました。

かかる仮定を前提とした場合、まず、2016 年～2025 年にアトミック産業が本シーズンチケットの購入に支出した合計 110,019,767 円(税込み)のうち 22.58 (3.76 (③④) + 18.82 (⑤⑥)) / 64 に相当する 38,816,368 円が③～⑥の代金として推定されます。

そのため、当監査役会は、合計 38,816,368 円は会長の私的交際にかかる不適切な支出と評価しました。ただし、この点について、阿部・井窪・片山法律事務所所属の弁護士からは、概要、会食と業務との関連性については、上記のような同伴者の属性や各同伴者との同伴の頻度のみのから一義的に判断できるものではなく、潜在的顧客との会食の可能性も否定できないことから、このうちの 2 分の 1 に相当する 17,764,024 円について、業務関連性が認められないものと評価するのが妥当であるとの助言を得たところです。しかしながら、当監査役会は、会長の責任を厳格に問う方針で臨むこととしておりますことから、上記のとおり、合計金 38,816,368 円は業務との関連性に疑いが残る不適切な支出と判断いたしました。

ウ 本イベントシートチケットの利用状況

アトミック産業は、上記（「3」「(2)」 「ア」）のとおり、本イベントシートチケットを購入することができますが、当監査役会の調査によれば、会長が本イベントシートチケットを利用した事実は認められませんでした。

エ 年間利用相当額

アトミック産業は、上記（「3」「(2)」 「ア」）のとおり、年間利用料を支払っており、会長による本シーズンチケットの利用はアトミック産業による年間利用料の支払いが前提となるものです。そのため、会長に対し、アトミック産業が支出した年間利用料のうちの相当額について、アトミック産業に返還を求めることも想定されますが、会長が得た直接的な利益はあくまで本シーズンチケットの利用によるものであること、アトミック産業には、会長による本シーズンチケットの私的利用の有無にかかわらず、年間利用料を支払う義務があり、アトミック産業が年間利用料を支払うことによって会長が得る利益は間接的なものであることから、当監査役会としては、年間利用料相当額について、会長に返還を求めることは困難であると判断しました。

(3) 今後の対応について

上記のとおり、当監査役会は、本シーズンチケットについての会長自身による観戦及び会長による配布の一部（合計金 38,816,368 円）を会長の私的交際にかかる不適切な支出と評価しました。

当監査役会は、今後、当社取締役会に対し、合計金 38,816,368 円の返還を会長に求めるよう勧告を行う予定です。

なお、会長は当監査役会のヒアリングにおいて、返還に応じる意向を示しています。

4-1 その他の私的利用（運転手の私的利用）

(1) 外部からの指摘事項

同指摘には、「福田会長は、A 社との間の業務委託契約により派遣されている、福田会長の常用する自動車の運転手である ■■■ 氏及び ■■■ 氏を、以下のように会社の業務外の目的で利用していた。

①福田会長が所有する自動車を運転させ、同自動車を福田会長が所有する ■■■ 物件へ移動させる。②福田会長の個人的な買い物を行う場所に福田会長を乗車させる。③福田会長の私物をフクダ電子から福田会長の自宅まで運搬させる。」との記載があります。

そこで、当監査役会は、上記記載事項について、以下のとおり、関係者からのヒアリングと調査を行いました。

(2) 関係者からのヒアリング、調査等により判明した事実

ア 会長が使用する社有車関連の支出の概要

当監査役会は、会長が使用する社有車（以下「会長車」といいます。）の運転手について、2022 年 7 月までは B 社に対し、同年 10 月以降は A 社に対して運転業務の委託を行い、B 社からは ■■■ 氏が、A 社からは ■■■ 氏が派遣されていたことを確認しました。

なお、2022 年 8 月及び 9 月は、継続的な外部委託は行わず、ハイヤーの利用や、秘書室員が運転手を務めることにより対応していたとのことでした。

また、現在有効な A 社との自動車運行管理請負契約書によれば、A 社に対しては月額 65 万円（税別）の基本料金に加え、距離（上限 2000km）及び時間（平日 8 時から 17 時が基本料金の範囲内）において超過分が発生した場合、超過料金が発生すること、ガソリン代等の実費は当社

の負担とされていることを確認しました。

イ 会長車関連支出の推定総額

① 会長車の運行委託に係る委託料の推定総額

当監査役会は、当社経理部に依頼し、当社総勘定元帳の「支払手数料」及び「旅費交通費」から、負担部門が秘書室であり、かつ社有車の運転手にかかる委託料と考えられるものを抽出し、会長車の運転手に係る委託料の確認を行いました。

その結果、2016（令和3）年5月から2026（令和8）年4月までに計上されたものは合計95,522,193円（税込）でした。

② 会長車に関連する実費の推定総額

当監査役会は、当社経理部に依頼し、当社総勘定元帳から、負担部門が秘書室であり、摘要欄等から①ガソリン代又は②高速料金と特定できる支出を抽出しました。

その結果、2016（令和3）年5月から2026（令和8）年4月までに計上されたものは、①について、合計15,346,293円（税込）、②について、合計125,284円、①及び②の合計15,471,577円でした。

これらの支出が、秘書室の管理するいずれの車両にかかるものであるかの特定は困難ですが、関係者に対するヒアリングによれば、秘書室が管理している車両は、会長車、社長車、秘書室員が利用する車の三種類であり、秘書室員が車両を使用することは稀で、会長と社長による社有車の使用の程度（走行距離）は概ね同程度とのことでした。これによれば、上記の合計15,471,577円の2分の1に相当する合計7,735,789円が会長車関連の支出と推定されます。

ウ 会長による会長車の私的利用の有無・程度

会長車の運行記録を確認したところ、入庫・出庫時間の記録のみが行われており、客観的記録からは、立ち寄り先等を確認できず、私的利用の有無・程度を判別することはできませんでした。

もっとも、運行記録を確認したところ、土日における入庫・出庫記録や、会長が管理しているガレージまで、平均して週に1回程度往復を行っていることが確認され、また、関係者に対するヒアリングによれば、これらは目的地から私的な利用と判断できるとのことであったことから、会長による会長車の私的利用の事実が確認されました。

加えて、会長に対するヒアリングによれば、会長車及び運転手の私的利用の事実があったとの回答を得ました。私的利用の形態としては、運転手に対して、買い物その他の私的な用事、会長が個人で賃借する駐車場への移動のために、会長車の運転を求めるケース、会長の私有車の運転を求めるケースがあったとの説明がなされました。これらの私的利用の事実については、現在の運転手である■■■■氏に対するヒアリングにより、裏付けが得られています。

運行記録を確認したところ、会長車の運転（私的利用の場合を含む）及び私有車の運転を明確に区別した記録は残されておらず、これらを合算した走行距離、出庫・入庫時刻が記録されており、当該記録に基づき、当社から委託先に対する支払いがなされていたことが確認されました。

会長及び■■■■氏に対し、私的利用での運転と業務利用での運転の比率についてヒアリングしたところ、正確には不明であるものの、半分程度は私的な利用であった可能性があるとの回答がありました。

エ 当社の損失額

以上によれば、以下の金額については会長の私的利用にかかる不適切な支出であり、会長が個人的に負担すべきであったにもかかわらず、当社がこれを支払ったものとして、当該支出分相当額は会長の任務懈怠により当社に生じた損害と推定されます。

① 当社から B 社及び A 社に支払われた委託料から基本料金を控除した金額

当社の B 社及び A 社に対する支払いのうち、2 分の 1 程度が私的利用であったことを前提した場合には、委託料の 2 分の 1 を損害と評価することも考えられるところ、基本料金相当額については、会長による私的利用がなかった場合でも生じた支出であることから、会長の任務懈怠と因果関係のある損害は、支出総額から基本料金額を控除した超過料金分（合計 13,115,193 円）と評価しました。

② 会長車にかかる実費の 2 分の 1

ガソリン代及び高速代等の実費は、走行実績に概ね比例して発生するものと考えられ、私的利用分に相当する実費は私的利用がなければ発生しなかったものであるため、会長車関連実費（合計 7,735,788 円）の 2 分の 1 相当額（合計 3,867,894 円）を当社の損害と評価しました。

(3) 今後の対応について

上記のとおり、当監査役会は、当社から B 社及び A 社に支払われた委託料のうちの超過料金分及び会長車にかかる実費の 2 分の 1 相当額を、会長の私的利用にかかる不適切な支出と評価しました。

具体的な不適正支出の額は、現時点の調査結果に基づけば、合計 16,983,087 円（13,115,193 円 + 3,867,894 円）となります。

当監査役会は、今後、当社取締役会に対し、上記の算出方法に従って算出された合計 16,983,087 円の返還を会長に求めるよう勧告を行う予定です。

なお、会長は当監査役会のヒアリングにおいて、返還に応じる意向を示しています。

4-2 その他の私的利用（本社 8 階の設備の私的利用）

(1) 外部からの指摘事項

同指摘には、「福田会長は、本社 8 階の設備を私的に利用している。フクダ電子本社 8 階にある会長室やラウンジについても、福田会長が専有しているとして、相当な額の利益供与が福田会長に行われている可能性がある。」「福田会長の部屋には、大きいテレビやトレーニング機器が 4 台ほど設置されている。それも私用で使っているのかなと思う。」との記載があります。

そこで、当監査役会は、上記記載事項について、以下のとおり、関係者からのヒアリングと調査を行いました。

(2) 関係者からのヒアリング及び調査等により判明した事実

当監査役会が確認したところ、当社本郷事業所 8 階には、会長の執務室（会長室）、バーカウンターが設置された外部からの指摘にあったラウンジ、会長が私費で購入したトレーニング機器 4 台が当社の物品とともに置かれた物置と思しき部屋があることが判明しました。会長に対するヒアリングによれば、バーカウンターのある部屋はあるが、それは取引先や業務関連先等の応接室として利用することを主たる目的として設けられたものである。これまでの利用は少なく、数回程度取引先や社内関係者を招いて利用したことはあるとの説明でした。

また、当監査役会は、会長室のとなりの部屋にトレーニング機器 4 台が他の物品とともに置かれていることを確認しましたが、会長に対するヒアリングによれば、これらの機器は使用したことはなく、この部屋は倉庫ないしは物置として予定されていたものである、とのことでした。

当社本郷事業所 8 階フロア及び付帯設備はいずれも当社の共用施設であり、仮に、会合の招待者の中に私的な友人が含まれることがあったとしても、職務執行との関連性がないとは言えず、そもそも利用によって会長に具体的な私的利益が発生する関係にあると評価することは困難です。また、会長が、私物のトレーニング機器を当社本郷事業所 8 階の一室に持ち込んで使用していたとしても、取締役としての体調管理は業務を執行する上で必要なものであることもあり、それを置くことが不当であるとまでは評価できないものと判断しました。

(3) 以上のとおり、当監査役会としては、会長による当社本郷事業所 8 階に設置された設備の使用は、社会通念上不相当なものではないと判断しました。

5 会長への返還請求と弁済契約書の締結

以上から、当監査役会は、取締役会に対して、会長に対し、当社へ 115,680,787 円、アトミック産業株式会社へ 38,816,368 円の返還を会長に求めるよう勧告を行う予定です(合計額 154,497,155 円)。なお、会長は当監査役会に対して全額返還する意向を示し、2026 年 5 月 14 日、当社及びアトミック産業株式会社との間で弁済契約書を締結済みです。

第 4 原因分析と再発防止対策

以上の調査結果を踏まえ、最後に、当監査役会の原因分析と再発防止対策について述べることにいたします。もとより短期間での調査に基づくものでありますが、株主や投資家、取引先等多くのステークホルダーの方のご参考になるかと存じ、記載することといたしました。

今回の事態を招いた根本的な原因は、創業一族による経営が長年続いてきた当社の独特の環境下で、創業者トップによる公私混同行為が行われ、それに対して当社のガバナンスが機能しなかったことにあります。

まず、地下駐車場に私有の自動車多数を駐車スペースとして利用し、業務委託している運転手を私有の自動車を運転させるなどの私的に利用する行為は、甚だしい公私混同行為ですが、これについては地下駐車場を利用している社長ほか何人かの取締役らは知っていたにもかかわらず、注意もせず黙認していました。また、当社では、交際費の利用については、参加者の氏名、目的、使用店舗等を記載した「企画申請書」を経理部に申請することが規程上義務付けられていますが、調査の過程で代表取締役にはその申請が免除されていたことが判明しました。本来厳しくチェックされるべき代表取締役のみ外されているという本末転倒の運用がなされていました。さらに、東京ドーム高額チケットの利用については会長と秘書室長だけで管理し、利用記録も残していないというルーズな運用でした。

今回発覚した行為は、いずれも創業者トップである会長の公私混同意識が招いた個人的な行為ですが、それを知りながら注意せず、必要な防止・改善措置を講じないまま、十分な監査もしてこなかった取締役、監査役にも大きな責任があります。

そこで、本件を重く受け止め、二度とこのような事態を起こさないため、会長を含めた役員に対する

厳格な処分のほか、下記のとおり組織の抜本的な改革が必要です。

(1) トップによる公私混同を許さない企業文化の醸成と態勢の整備

- ① 代表取締役の交際費管理特別規程の制定など
全社的な会計・精算システムの強化、特に代表取締役の交際費、会議費等は毎月監査役会で確認する代表取締役の交際費管理特別規程の制定など
- ② 会社資産利用規程の制定など
私的利用の可能性のある会社資産の利用につき事前申請・承認、監査役会への毎月の報告の仕組み、利用台帳の作成・公開など
- ③ 代表取締役、取締役の支出・会社財産の利用状況につき、毎年厳格な内部監査の実施
- ④ 取締役規程の制定
公私混同行為その他の禁止行為を明文化し、違反した場合の処分の明記など
- ⑤ 安心して利用しやすい内部通報窓口の整備
全従業員に対し、トップの不適切な行為に対しても安心して相談・通報できる「外部通報窓口」の設置とその周知
- ⑥ 役員のコンプライアンス、ガバナンス意識の涵養のための研修など
公私混同を許さない企業文化の構築のため、外部有識者による倫理研修、ガバナンス等に関する勉強会の定期的な実施、毎年役員にコンプライアンス宣言書の提出の義務付けなど。

(2) コーポレートガバナンスの充実

- ① 取締役会のけん制機能の強化
社外取締役を取締役会の過半数に増員、取締役の支出した経費、会社資産の利用等についての定期的な報告など取締役会のけん制機能の強化
- ② 監査機能の強化
内部監査・経理部門、監査役会付職員の増員、経理・会計の知識の豊富な社外監査役の増員等による監査体制の強化
- ③ 会社資産の適正な管理
公私混同の温床となる資産の売却、福利厚生施設として社員の公平な利用を可能にするなど会社資産の適正な管理

(3) 結語

当社は、全社を挙げて、二度とこのような事態を起こさないよう全力を尽くさなければ、顧客、株主の皆さまをはじめ、多くの国民から失われた信頼を回復することは不可能です。このことを肝に銘じ、上記の抜本的な対策を講じ、当社から公私混同を許す文化を一掃し、信頼されるコンプライアンス・ガバナンス体制を整備するだけでなく、必要な規程、体制を整備したとしても、それが形式にとどまることなく実質的に機能するよう、定期的にトップから必要なメッセージを発信するほか、これらの改革が真に機能しているか観測し続けることが必要です。

また、上記の抜本的対策の詳細については、今後速やかに外部有識者を含めた「フクダ電子刷新委員会(仮称)」を設置し、検討・整備していくこととするなど、内輪ではなく外部の方の知見、経験を活かして進めていくことが肝要であることを付言いたします。

以 上